



# 一般救急・防災講習会の開催

自 助（自分の命は自分で守る）

共 助（地域住民の命は地域で守る）

消防署では、昨年3月11日に発生しました東日本大震災が1年を迎え、防災について後生に語り継がなければなりません。このことから、皆さんに災害時の応急手当の方法や防災に対する知識を身に付けていただきたく、下記の日程で講習会を開催致します。

皆さんがいざという時に慌てず落ち着いて行動できるように分かりやすく講習を進めていきますので、参加を希望される方は下記までお申込みください。

さあ、皆さんの自助・共助と一緒に身につけましょう。

- |   |       |                                                                                 |
|---|-------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 日 時   | 平成24年3月16日（金）<br>18時00分から20時00分まで（2時間）                                          |
| 2 | 場 所   | 日高西部消防組合消防署（富川北7丁目1番10号）                                                        |
| 3 | 募集人数  | 30名（定員になり次第締め切ります）                                                              |
| 4 | 内 容   | （1）応急手当<br>・傷病者の体位と搬送法<br>・止血法、傷口の手当<br>・骨折、捻挫、打撲の手当<br>・低体温、凍傷の手当<br>（2）防災について |
| 5 | 講 師   | 日高西部消防組合消防署 職員                                                                  |
| 6 | 申込期間  | 平成24年3月1日（木）から3月15日（木）まで                                                        |
| 7 | 申込み先  | 日高西部消防組合消防署救急係宛まで連絡ください<br>【電話番号 01456-2-1521】                                  |
| 8 | そ の 他 | 個人はもちろん団体での申込みも可能です                                                             |

（日高西部消防組合消防署救急救助課救急係）

## 借金・家計無料相談（平取会場）実施のお知らせ

北海道財務局では、クレジット・消費者金融からのキャッシングなどの利用により、毎月の返済でお悩みの方々から、お取引内容等をお伺いのうえ、問題の解決に向けてお手伝いさせていただいております。

下記の日程で巡回相談を実施しますので、一人で悩まず専門相談員にお話をお聴かせください。

●日 時 平成24年3月2日（金） 午前8時30分～午後2時30分

●会 場 ふれあいセンターびらとり（平取町本町35-1）

●その他

・より適切なお案内をするため、できる限りお借り入れに関する次の資料をご用意いたします。

①契約書写し ②利用代金請求書 ③取引明細及び領収書

④住宅ローン、オートローン、教育ローンのある方は借入れに関する資料

・相談費用は必要ありません

・秘密は厳守いたします

・北海道財務局多重債務者相談窓口でもご相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談下さい。

▼予約・お問い合わせ先

北海道財務局 多重債務相談窓口

直通電話 011-807-5144、011-807-5145

※予約受付は開催日前日までの平日午前9時～午後5時

# 〈 野火防止強調期間 〉

3月20日から4月19日まで



消防署では、期間中に消防車両による町内広報及び警戒巡視を実施します。



3月を迎えると雪解けも進み、日一日と春が近づき、屋外での作業が一段と忙しくなるとともに、農家などではあぜ草焼きなどが頻繁に行われるようになりますが、この時季は空気が乾燥し地面の草が枯れている状態で、非常に火災の発生しやすい状況にあります。

野火の発生原因のほとんどが、“不注意やマナーの悪さ”によるものです。ちょっとした気の緩みが、あなたの命や大切な財産を奪ってしまいますので、火を取り扱うときは一人一人が責任と自覚を持って行動してください。

## 【野火防止のポイント】

- ①消火の準備を必ずする！
- ②火が消えるまでその場所から離れない！
- ③風が強い時は中止する！

あぜ草焼き等の「火災とまぎらわしい行為」を行う場合は、事前に最寄りの消防署への届出が必要です。

### 【注意事項】

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により、農業・林業又は漁業を営むために必要な焼却（例：あぜ草焼き等）、風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な焼却（例：どんど焼き等）などの一部例外を除き、ほぼ全ての産業廃棄物、一般廃棄物（家庭ゴミ）の焼却が禁止されており罰則の対象となります！

## 使い捨てライターの回収を終了させていただきます

日高消防団では、昨年8月から防火活動の一環として「使い捨てライターの回収」を実施しています。平成24年3月31日にて回収終了！

つきましては、各家庭で不要となったもの、又は使わずに放置されている使い捨てライターがありましたら、最寄りの消防署・支署もしくは分遣所に届けていただければ、一括して処理しますので積極的にご活用ください。なお、チャッカマンの様な形状のライターは、回収できませんので予めご了承ください。

<回収させていただいた数>

**4,099個**

ご協力ありがとうございます！  
(平成23年8月1日～平成24年1月31日)

### 【回収実施期間】

平成23年8月1日から  
平成24年3月31日まで



### 【大切な命を失わないために】

近年、使い捨てライターを使った火遊びが原因と見られる火災で、幼い子供の命が失われる事故が相次いでいることをうけ、経済産業省では使い捨てライター等に子供が簡単に操作できない幼児対策（チャイルドレジスタンス）機能を施すなどの規制を始め、これにより平成23年9月27日から使い捨てライター等の燃料の容器にプラスチックを用いているものは、PSCマークが付いているものでなければ販売が出来なくなりました。

（※一部規制から除外されるものもあります。）  
また、使い捨てライター等の不適切な処理による、ゴミ収集車の火災が全国的に多く発生しています。

### 【回収場所】（下記窓口へ届けてください）

- ① 日高消防団門別分団（消防署門別分遣所）
- ② " 富川分団（消防署）
- ③ " 厚賀分団（消防署厚賀分遣所）
- ④ " 日高分団（消防署日高支署）

日高町門別本町215番地8 電話01456-2-5219  
日高町富川北7丁目1番10号 電話01456-2-1521  
日高町字厚賀町196番地3 電話01456-5-2629  
日高町栄町西1丁目311番地2 電話01457-6-2244

日高西部消防組合消防署・日高消防団